

第二條 助手職工難役者又傷又病治療日給百十
於尚身障三障需ノ原ナレトヤ、左ノ種別ニテ一障半障
助料ヲ支給ス

- 一、終身自用ヲ辨スルト食ハサルモノ 日給三百日分以上
- 二、終身官役ニ服スルト食ハサルモノ 日給百六十日分以上
- 三、從未職務ニ従事スルト食ハサルモノ 健康萬二復スルコト
能ナルモノ又ハ女子ノ外貌ニ醜陋ノ様シタルモノ

四、身体ヲ障害シ露宿復スルト食ハサルモノ 領引復スル時
房ニ宿すルコトヲ得ルモノ 日給三十日分以上

第五條 (養老年金支給ニ關スル規程ハ現行法(保ル)

第六條 助手職工難役者死ニシタルトキハ共遺族日給三百

三十日以上遺族扶助料ヲ支給ス

第七條 助手職工難役者死ニシタルトキハ葬祭費ヲ行フ遺
族三五拾圓以上ノ数並奉料ヲ支給ス

退職手当

(1) 助手職工規則一部改正

第八條 満五年以上誠實ニ滿懷シタル者ニシテ死ニシタル
トキ又ハ止ムハ得タル事故ニヨリ退職セル者ニシテ死ニシタル
当支給ス

一、満五年勤頃者ニシテ退職當時ノ日給四十日分トシ

五年ヲ増ス毎二日給十日分ヲ增給ス

一、満七年勤頃者ニシテ退職當時ノ日給四十日分トシ

七年ヲ増ス毎三日給十五日分ヲ增給ス

一、満十年勤頃者ニシテ退職當時ノ日給百二十日
分トシ滿一年ヲ増ス毎三日給二十日分ヲ增給ス

第九條 二會社ノ柳木合併ノ解雇ナルトキハ左記一年當
ア支給ス

一、萬箇五年未滿者ニシテ解雇當時ノ日給三十日分

一、萬箇六年以上者ニシテ解雇當時ノ日給四十日
分トシ滿一年ヲ増ス毎三日給三十日分ヲ增給ス

一、萬箇六年以上者ニシテ前條ニヨリ退職手当ノ
三倍支給ス

十、一般罹病者ノ致傷引領二年日以上三百九十九人其後ノ致傷